

平成 2 7 年度決算に基づく財政健全化法における指標（健全化判断比率，資金不足比率）
の速報値について

平成 2 7 年度決算に基づく健全化判断比率，資金不足比率について，下記のとおり
速報値を算定し，本日，総務省へ報告を行いましたのでお知らせします。

なお，当該数値につきましては，監査委員の審査を経たうえで，平成 2 7 年度決算と
併せて，9 月市会に報告する予定です。

記

1 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
本市の数値	—	—	1 5 . 2 %	2 2 9 . 6 %
(昨年度数値)	(—)	(—)	(1 5 . 0 %)	(2 2 8 . 9 %)
早期健全化基準	(11.25%)	(16.25%)	(25.0%)	(400.0%)
財政再生基準	[20.00%]	[30.00%]	[35.0%]	—

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	
	2 7 年度	2 6 年度
高速鉄道事業特別会計	—	14.8%
その他の特別会計（＊）	—	—

＊ 地域水道，京北地域水道，特定環境保全公共下水道，中央卸売市場第一市場，
中央卸売市場第二市場・と畜場，農業集落排水事業，土地区画整理事業，水道事業，
公共下水道事業，自動車運送事業

注 1：「—」は資金不足がないことを示す。

注 2：高速鉄道事業特別会計については，依然として資金不足額は存在するが，財政健全化法上
における解消可能資金不足額控除後の資金不足は 0 となる。

注 3：経営健全化基準は資金不足比率 2 0 %

【参考】健全化判断比率，資金不足比率の算定式

1 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

- 一般会計等の実質赤字額の標準財政規模（税収や普通交付税など地方公共団体の標準的な収入）に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

イ 連結実質赤字比率

- 公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額：一般会計，特別会計及び公営企業を連結した実質赤字の合計額

ウ 実質公債費比率

- 一般会計等が負担する市債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{\begin{aligned} &(\text{市債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ &(\text{3か年平均}) \end{aligned}$$

※準元利償還金：公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出額及び満期一括償還に備えた公債償還基金への積立額等

エ 将来負担比率

- 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \\ &\text{市債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \end{aligned}$$

※将来負担額：本市の27年度数値は次の①～⑥の合計

- ① 一般会計等の27年度末市債残高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 公営企業債等の償還財源に充当する一般会計等の負担見込額
- ④ 退職手当支給予定額（全職員が27年度末に退職した場合の支給額）
- ⑤ 設立法人の負債に係る一般会計等の負担見込額等
- ⑥ 連結実質赤字額

2 資金不足比率

- 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$